

平成26年7月18日

大阪府・大阪市特別区設置協議会会長
浅田 均 様

中央区長 矢 田 美 英

特別区名の使用（協定書への記載）について

平成26年7月9日付けの文書においてご依頼のありました特別区名「中央区」の使用につきまして、本区としての意見を申し述べます。

本区は、昭和22年の地方自治法施行とともに特別区として誕生して以来67年間にわたり、文字どおり首都東京の文化・商業・情報の中心地として発展してまいりました。こうした中、平成12年には、地方自治法の改正により特別区が基礎的な地方公共団体に明確に位置づけられ、表記及び呼称についてもそれまでの「東京都中央区」から「中央区」に改めたところです。今日この名称は、区民のみならず広く日本全国に愛着と親しみを持って受け入れられており、既に定着しているものと存じます。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会では、区内に選手村が建設され本区を中心に大会が開催されることから、さらに「中央区」の名称と魅力を全世界に発信してまいりたいと考えております。

同じ特別区制度での同一名称の使用については、これまで例がないため、行政を進めていく上でどのような問題が生じるか不明であり、それぞれの住民にとっても戸惑いが生じることなども懸念されることから、「中央区」の名称を長年にわたり先行使用する本区としては、協定書への「中央区」の記載について慎重なる取扱いをしていただければ幸いに存じます。